

大人用紙おむつ割引券 Q&A

<利用者向け>

- (1) Q : 大人用紙おむつ割引券は、どのようなものですか？
A : 社会福祉協議会が発行している割引券で、大人用紙おむつを購入する際に、割引券1枚につき200円を割引くチケットです。
- (2) Q : どのような人が利用できますか？
A : 舞鶴市在住の大人用紙おむつを必要とされている方で、割引券を希望される方が対象となります。
- (3) Q : 割引券はどうしたらもらえますか？
A : 割引券を希望される方は、お住まいの地域の民生委員さんを通じて申込書を社会福祉協議会に提出してください。その後、お住まいの地域の民生委員さんを通じて割引券をお渡しいたします。
- (4) Q : 住んでいる地域に民生委員さんがいないのですが、どうすればいいですか？
A : お住まいの地域に民生委員さんがご不在の場合には、直接、社会福祉協議会から割引券をお渡しいたしますので、ご相談ください。
- (5) Q : もらえる枚数に限度はありますか？
A : 発行枚数は利用者お一人につき、1か月に最大3枚までです。
- (6) Q : 3枚一度に使うことはできますか？
A : 大人用紙おむつ1包につき、割引券が利用できるのは1枚のみです。3包を一度にご購入される場合には、3枚一度にお使いいただくことは可能です。
- (7) Q : 入院や入所中でも使えますか？
A : 利用者が入院や入所された場合には、基本的には割引券はお使いいただけません。ただし、入院先や入所先の方針等で紙おむつをご家族の方が準備しなければならない場合に限り、対象店舗で購入される場合にはこれまで通り利用できます。紙おむつを入院先や入所先が準備される場合には、割引券はお使いいただけませんので、お手数ですが割引券をご返却いただく必要があります。その場合は社会福祉協議会にご連絡ください。

(8) Q : 割引券は、無期限で使えますか？

A : 大人用紙おむつ割引券には使用期限があり、割引券に記載しております。その期限を過ぎたものはお使いいただけませんし、民生委員さんに返却していただく必要があります。

(9) Q : 使わなかった割引券はどうしたらいいですか？

A : お渡しいたしました割引券で、ご利用にならなかったものはお住まいの地域の民生委員さんにお返しく下さい。